ひとり親家庭児童高等学校通学費援護金

長野市では、ひとり親家庭等の経済的負担を軽減し、こどもの将来の自立に向けた支援を行うことを目的として、20歳未満の児童が高等学校等に通学する際にかかる費用の一部を援助しています。

1 対象になる方

・公共交通機関を利用して高等学校等(※)に通学する児童を養育する、母子家庭、父子 家庭、または養育者の方

保護者、児童ともに長野市に住民登録のある方が対象です。 年度の途中からひとり親家庭になった方は、翌月分から支給の対象になります。 ※高等学校等の詳細は裏面をご覧ください

2 認定基準

- ・公共交通機関を利用し、通学距離が片道 2km 以上であること
- ・前年の所得が、児童扶養手当の「全部支給」と同等以下(※)であること ※所得制限額は裏面をご覧ください。

3 支給額

- ・定期券購入金額を月額換算した額の半額。(月額上限:5千円)
- ・10月、4月に支給します。(10月は利用期間4~9月分の支給)

4 必要書類

- ① ひとり親家庭児童高等学校通学費援護金申請書
- ② 交通機関の定期券のコピー (利用区間や使用者、購入金額の記載がわかるもの)
 - ・新 KURURU バス定期券の場合は、発行時の明細書を添付してください。(旧 KURURU に記載されていた利用区間等の印字がなくなるため)
 - ・モバイル Suica などスマホアプリを利用した鉄道定期券の場合は、定期券を表示させた 画面のスクリーンショットを印刷してください。(利用可能期間を過ぎた定期券は画面に 表示できなくなりますのでご注意ください。)
 - ・利用期間が当該年度以前のものは対象外です。
- ③ 当該年度の在学証明書
- ④ 振込先口座が確認できる書類のコピー(通帳/キャッシュカード等)
- ⑤ その他必要書類
 - ・ひとり親家庭であることが確認できない場合には、戸籍などの提出を求める場合があり ます。

5 申請方法

郵送 または 子育て家庭福祉課(長野市役所 第二庁舎2階)窓口で提出 〈郵送宛先〉

〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町 1613 番地 長野市子ども未来部子育て家庭福祉課

6 申請受付期間

令和8年3月31日(消印有効)

注意事項

◆ 高等学校等の基準について

学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する高等学校、高等専門学校(第1学年から第3学年までに限る。)、盲学校(高等部に限る。)、ろう学校(高等部に限る。)、養護学校(高等部に限る。)及び学校教育法第125条第2項に規定する専修学校の高等課程(学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第150条第3号の規定による文部科学大臣の指定を受けているものに限る。)

- ※対象年齢は、20歳未満です。
- ※中学生、大学生は対象になりません。
- ※通信制、定時制高校、高等専門学校の4年生以上は対象になりません。
- ◆ 通学に使用した定期券の購入実績により支給します。

定期券コピーの添付がない期間は、支給の対象になりませんのでご注意ください。 支給には、定期券の金額、期間(〇月〇日から〇月〇日まで)、使用者の氏名を確認しま す。金額のみ記載の領収書では支給ができない場合があります。

◆ 申請のタイミングは、任意です。定期券購入の都度1枚ずつ、複数の定期券をまとめて年に 数回、年度末にまとめて1回、いずれの方法でも可能です。

ただし、年度内に複数回申請書を提出する場合でも、その都度必要書類①~④の添付が必要です。

|**所得制限額**| R 6. 1

1. 1制度改正

扶養の人数	所 得 額
0人	690,000円
1人	1, 070, 000円
2人	1, 450, 000円
3人	1,830,000円
4人	2, 210, 000円
5人	2, 590, 000円

- ※ 扶養の人数とは、税法上の扶養人数のことを指します。
- ※ 受給者本人に次の扶養親族がある場合、上記限度額(所得額)に加算できます。
- ※ 老人扶養親族(70歳以上)1人につき100,000円、特定扶養親族(19歳以上23歳未満)1人 につき150,000円、16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族1人につき150,000円。
- ※ <u>注:市・県民税の申告がされていない場合は審査ができず支給ができません。必ず申告を行ってください。</u>

〇お問合せ先

長野市役所 こども未来部子育て家庭福祉課 給付支援担当

電話:026-224-5031(直通)

FAX:026-224-7698